



平成 2 5 年

本 別 町 議 会
第 2 回 臨 時 会 議 録

開 会 平成 2 5 年 4 月 2 6 日

閉 会 平成 2 5 年 4 月 2 6 日

本 別 町 議 会

平成 2 5 年 第 2 回 本 別 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

招集年月日	平成 2 5 年 4 月 2 6 日					
招 集 場 所	本別町議会議場					
開閉会日時 及び宣言	開会	平成 2 5 年 4 月 2 6 日 午 前 1 0 時 0 0 分			議長 方川 一郎	
	閉会	平成 2 5 年 4 月 2 6 日 午 前 1 1 時 4 4 分			議長 方川 一郎	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 1 2 名 欠席 0 名	議席 番号	氏 名	出席等 の別	議席 番号	氏 名	出席等 の別
	1	大住 啓一		7	方川 英一	
	2	山西二三夫		8	笠原 求	
	3	戸田 徹		9	高橋 利勝	
	4	黒山 久男		10	阿保 静夫	
	5	小笠原良美		11	林 武	
	6	山田 鶴雄		12	方川 一郎	

会議録署名議員	4番	黒山久男	3番	戸田 徹	2番	山西二三夫
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長		鷲 巢 正 樹			
	事務局主任		塚 谷 直 人			
説明のため出席した者の氏名	町 長	高 橋 正 夫	企画振興課長	川 本 秀 二		
	副 町 長	砂 原 勝	建設水道課長	横 田 仁 志		
	会計管理者	黒 田 匡	国保病院事務長	毛 利 俊 夫		
	総務課長	大和田 収	総務課長補佐	大 橋 堅 次		
	住民課長	千 葉 輝 男	教 育 長	中 野 博 文		
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成25年本別町議会第2回臨時会会議録

平成25年4月26日(月曜日)午前10時00分開会

議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	議案第38号	平成25年度本別町一般会計補正予算(第1回)について
日程第 6	議案第39号	本別町税条例の一部改正について
日程第 7	議案第40号	過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第41号	本別町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 9	議案第42号	本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第43号	財産の取得について
日程第11	議案第44号	財産の取得について
日程第12	同意第 1号	固定資産評価員選任について同意を求める件

会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	議案第38号	平成25年度本別町一般会計補正予算(第1回)について
日程第 6	議案第39号	本別町税条例の一部改正について
日程第 7	議案第40号	過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第41号	本別町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 9	議案第42号	本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第43号	財産の取得について
日程第11	議案第44号	財産の取得について

日程第12 同意第 1号 固定資産評価員選任について同意を求める件

出席議員（12名）

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	1番	大住啓一君		2番	山西二三夫君
	3番	戸田徹君		4番	黒山久男君
	5番	小笠原良美君		6番	山田鶴雄君
	7番	方川英一君		8番	笠原求君
	9番	高橋利勝君		10番	阿保静夫君

欠席議員（0名）

説明のために出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	黒田匡君	総務課長	大和田収君
住民課長	千葉輝男君	企画振興課長	川本秀二君
建設水道課長	横田仁志君	国保病院事務長	毛利俊夫君
総務課長補佐	大橋堅次君	教育長	中野博文君

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	鷲巢正樹君	事務局主任	塚谷直人君
------	-------	-------	-------

議長（方川一郎君） 開会前に、砂原副町長より発言を求められておりますので、これを許します。

砂原副町長。

副町長（砂原 勝君） 議長より、お許しをいただきました。

平成25年4月1日付け異動で、課長職の位置が変わっておりますので紹介をさせていただきます。

まず、最前列の会計管理者、出納室長の黒田匡です。

会計管理者（黒田 匡君） 黒田でございます。よろしくお願いいたします。

副町長（砂原 勝君） 後ろの列に行きまして、総務課長の大和田収です。

総務課長（大和田収君） 大和田と申します。よろしくお願いいたします。

副町長（砂原 勝君） その後ろの列に行きまして、住民課長の千葉輝男です。

住民課長（千葉輝男君） 千葉でございます。よろしくお願いいたします。

副町長（砂原 勝君） 最後に、ちょっと高い席におります、議会事務局長の鷲巣正樹です。

議会事務局長（鷲巣正樹君） おはようございます。鷲巣でございます。よろしくお願いいたします。

副町長（砂原 勝君） 以上でございますけども、新課長が2名ほど誕生しておりますので、どうかこれからもよろしくお願いいたします。紹介にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

（午前10時00分）

開会宣告

議長（方川一郎君） ただいまから、平成25年第2回本別町議会臨時会を開会します。

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（方川一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、黒山久男君、戸田徹君、及び山西二三夫君を指名します。

日程第2 会期決定の件

議長（方川一郎君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長(方川一郎君) 日程第3 諸般の報告を行います。

報告第3号専決処分報告、平成24年度本別町一般会計補正予算(第14回)について報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長(大和田収君) 報告第3号専決処分報告。平成24年度本別町一般会計補正予算(第14回)について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億8,608万6,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

歳入であります。17款1項1目寄付金1節総務費寄付金30万円の増額補正は、個性あるふるさとづくり基金として、本別町美里別東中にお住まいの 様から20万円、東京都江東区東雲にお住まいの 様から10万円の指定寄付金でございます。

次に、歳出であります。寄付者の意向により、基金へ積み立てるものでございます。

以上、簡単であります。専決処分報告とさせていただきます。

議長(方川一郎君) これで、報告済みといたします。

次に、監査委員から平成25年2月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

議長(方川一郎君) 日程第4 行政報告を行います。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 脳神経外科外来の開設について行政報告をさせていただきます。

脳神経外科外来につきましては、帯広北斗病院と医師派遣につきまして協議を進めてきたところではありますが、本年5月から北斗病院脳神経外科医師により月1回、午後診療をお願いすることで、先般、合意に達したところでありませう。

詳しい診療日程等につきましては、町広報等で周知をさせていただきますが、いずれも町民の利便性向上につながるものと考えているところでありませう。

なお、関連条例を今臨時会に提案をしておりますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

以上、第2回臨時議会行政報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これで、行政報告を終わります。

日程第5 議案第38号

議長（方川一郎君） 日程第5 議案第38号平成25年度本別町一般会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めませう。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第38号平成25年度本別町一般会計補正予算（第1回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、庁舎修繕及び緊急雇用創出推進事業の追加によるものでありませう。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,398万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億9,064万7,000円とする内容でありませう。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

歳出ですが、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費11節需用費120万円の補正は、4月7日に発生しました大雨、強風により、庁舎北側の乾燥室屋根の一部が欠落したため修繕するものでありませう。

次の7款商工費1項商工費2目商工業振興費13節委託料3,278万6,000円の増額は、国の平成24年度繰越予算による緊急雇用創出推進事業であり

ます。業務委託料の上段にあります新製品開発に伴う調査、研究事業は、地元農産物の付加価値を高める事業として978万6,000円、次の商店街活用型中心市街地活性化プロジェクト事業は、商店街の振興を図ることとして800万円、次の新産業ビジネス適性調査事業は、有機作物と薬用作物の試作、研究を目的として1,500万円の事業内容となっております。

いずれも、依然と厳しい雇用情勢が続く中、地域に根差した事業の起業等を支援し、失業者の雇用の場を確保するものであります。

3ページ、4ページをお願いいたします。

歳入ですが、10款1項1目地方交付税120万円の増額は、予算歳入歳出の差額分を計上したものであり、15款道支出金2項道補助金4目労働費道補助金1節労働費補助金3,278万6,000円の補正は、歳出で説明いたしました緊急雇用創出推進事業に対する補助金で、要望していた事業の採択見通しが立ったことによるものであります。

以上、平成25年度本別町一般会計補正予算（第1回）の提案説明にかえさせていただきます。

よろしく、御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） ただいま説明いただいた業務委託料の中の三つの事業なのですけれども、それぞれもう少し概要を教えてください。表題を伺う限りは、そういう方向なのだというのはわかるのですけれども、要望していた事業が認められたということですから、一定の絵というか、どういう内容なのか、受け皿何かも含めて、簡単で結構ですから説明をお願いします。

議長（方川一郎君） 答弁、川本企画振興課長。

企画振興課長（川本秀二君） お答えをさせていただきます。

今回の補正予算でございますけれども、ただいま総務課長からお話があったとおり、国の平成24年度の繰越しの予算でございますして、今回の緊急雇用につきましては、起業して10年以内の企業を対象とするという、起業支援型の雇用創出事業でございます。

まず、1点目の新製品開発に伴う調査研究事業でございますけれども、これにつきましては、3月上旬に北海道から募集がありまして、3月中旬にまず申請をした第1次の募集でございます。本事業につきましては、本町の課題でもございます新たな仕事づくり、また地産地消の取り組みに沿ったもので、企業の育成、雇用の推進のための取り組みということになるかと思えます。

目的でございますけれども、本別産の農産物、これは小豆を想定してございませぬけれども、その付加価値を高めるために、25年度、今回、調査事業でそれぞ

れ消費者のニーズ調査や市場調査、また販路拡大などの調査業務を取り組みということでございまして、企業育成と雇用の促進を図って次年度以降にも、あん製造を目指すという事業でございます。それと、この事業の中身は、2分の1は雇用の人件費ということになります。

次に、二つ目の商店街の活用型中心市街地のプロジェクト事業でございます。これにつきましては、4月上旬に第1次募集が終わった後の第2次募集で、それぞれ募集があったものでございまして、町の課題、第6次の総合計画の推進を図るため、魅力ある商店街づくり、人材育成などに取り組みをしたいということでございます。中身については、道の駅を中心として大通り商店街、銀河通り商店街というような形になってございます。この間、商店街の近代化事業や道の駅を中心としたまちづくり交付金事業でハード面の整備を行ってきてございますけども、空き店舗対策だとか後継者問題、さまざまな商店街の課題もあるかというふうに思っておりますので、今回、中心市街地におけるソフト事業を中心に経常的に取り組んでまいりたいと思っております。これらを担う人材育成が重要というふうに考えてございますので、こういった中身について、商工会、NPOさん、それと町の3者で今後、協議をしながらこの事業に取り組んでまいりたいということで考えております。

それから三つ目でございますけども、新産業ビジネス適正調査事業ということで、先ほども御説明があったとおりでございますけども、これも第2次の北海道からの募集によって町が申請をするものでございまして、町の課題、新たな仕事づくり、循環型社会の構築、また第6次の総合計画に基づいて多様な取り組みによる新産業の創出、農業の振興、また雇用の確保を目指すということで今回、取り組むものでございます。TPPを始め、農業を取り巻く環境は極めて厳しいものがございまして、本町にとっても新たな新作物というか作物の向き不向きも必要かというふうに考えてございます。この中で有機農産物、野菜含めて、また近年、十勝にもかなり広まってきてございますけども薬用作物の栽培研究も帯広畜産大学と連携をしながら取り組んでまいりたいと。また、地元の農家の方にも協力をいただいて進める予定でございます。事業の概要につきましては、有機作物、薬用作物の栽培研究、または、その先進地視察等を行ってまいりたいと思っておりますし、有機作物の加工も含めて市場調査、人材育成、ワークショップなどを開催する予定となっております。以上でございます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 計画の、これからいろいろ募集したいということで、なかなか具体化はまだこれからということだと思っておりますけども、とりわけ、あん製造ということになると、あんを製造してという話しましたよね、一番目

のあんを新製品開発に伴う、これは、対応する企業というのは、なかなか限定的になってくると思って聞いていたのです。それで、この前も池田の十勝製餡といったか、正式名称はあれなのですが、池田の餡業者が長くやっていた事業を閉鎖したということで、去年でしたよね。そういう中で、なかなか情勢は厳しいなと思いながら聞いていたのですが、ある程度、目星というか、こういう業者というか町内業者で、固有名詞はいいのですが、そういう方向性はある程度あるのかというのだけ聞きたいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、川本企画振興課長。

企画振興課長（川本秀二君） 先ほどもお答えをいたしましたけども、事業者の関係になります。かなり、町内的には厳しい状況がございますけども、先ほども申し上げましたとおり、起業して10年以内の企業ということになります。そうすると町内でも、そう数多くはございません。地元企業さんの中で、やりたいという希望も、この間あったのも事実でございますので、最終的にこれは町から委託するような形になるかと思っておりますけども、その事業に委託業者の選考については、実は起業家支援事業の審査会がございますので、ここを活用いたしまして、その事業者が適当かどうか含めて判断して決めていきたいというふうに考えているところでございます。

二つ目は、先ほどちょっと申し上げましたけども、これも地元の10年以内の企業さんということで、商店街の中心にある、そういう事業者さんをということで考えているところでございます。

3点目は非常に、畜大との連携だとか、新たな作物ということで、これについては、町内の事業者ではちょっと難しい部分もございますけども、一応、公募をして審査をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

戸田徹君。

3番（戸田 徹君） この三つの事業ですね、雇用の促進をということですけども、具体的にどのぐらいの雇用が生まれるということを想定しているのか。

それから3番目の新産業の関係ですけど、これは畜大との関係もいろいろあるようですが、具体的にどういうものやろうとしているのか、もし明らかになっているのであれば教えていただきたい。

議長（方川一郎君） 答弁、川本企画振興課長。

企画振興課長（川本秀二君） お答えをさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、この事業費のそれぞれ2分の1以上が雇用と人件費に充てるということになってございまして、まず、1番目の部分につきましては3名程度の雇用を予定してございまして、2番目の部分につきまして

は1名ということで積算をさせていただきます。

3番目が3名ということで、それぞれ事業費を盛り込んでいるところでございます。

それから3番目の部分で、どういう作物ということでございますけども、農作物につきましては、有機で今、管内でもやられている小麦だとか、野菜関係について、ちょっと試験栽培をやってみたいと、こちらのサイドでは考えてございますけど、今後、農業者の皆様、畜大との協議の中で、どういう方向になるか含めて、若干変わる部分も出てくるかとは思いますが、本町でどういうものがやっていけるかという部分の研究でございますので、今の段階では、そういうふうに考えているところでございます。

薬用作物につきましても、御承知のとおり、ほとんどが今まで中国がメインになってございます。ただ、中国も土地の問題だとか日中関係だとかで国内の製薬会社も輸入をしておりましたけども、そんな情勢があるということで国内に今、栽培を移して、町内でもこの間つくっている方々もいらっしゃいますけども、かなり難しい作物と、土地に対してですね、それが輪作体系にうまく入っていかるとか、本町にあっていられるかとかという部分、非常に研究する余地があるだろうと思ってございますし、北海道で唯一、名寄にそういう国の試験的なところがありますけども、そういった部分含めて検討をさせていただきたいと思っております。

参考までに、今、川西農協さんが農協で60から70ヘクタールくらいの農協独自で作付けをやってございます。聞くところによると、一般の作物から見ると反収がかなりいいというお話しも聞いています。その部分は、いろいろ課題もあるのだろうというふうに思っておりますけど、そういった部分も十分、今回の中で調査を図ってまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（方川一郎君） 戸田徹君。

3番（戸田 徹君） 雇用の関係は、わかりました。

それから3番目の関係、話を聞いても非常に何か前が見えないというか、そういうような話でありますけども、今、この時期にこれを取り組んで、ことしのものになるのだろうか。それはやはり農業者と、ずっと何年か前もってやることばかりではないのだろうかから、農協というか農業者との関係はスムーズにいくのでしょうか、この辺。どうでしょうか。

議長（方川一郎君） 答弁、川本企画振興課長。

企画振興課長（川本秀二君） お答えをさせていただきます。

作物的に、単年度の作物は今年度何とか間に合うかというふうに思っておりますけども、小麦あたりは、ことしまいて来年ということになりますから結果がちょっと見えるかどうかわかりませんが、いずれにしても、あと農業者

との御了解もいただいております。ただ、かなり広い面積ではございませんけども、そういう中で、肥料の問題だとか、いろんな部分は畜大さんの御指導をいただきながらやっていきたいというふうに考えておりますけども、いずれにしても、そういう農業をやりたいというか、そういう人材育成だとか広報も含めた中で、本町でそういう部分を進めてまいりたいと、来年以降につなげたいという思いがございますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、高橋町長。

町長（高橋正夫君） 戸田議員の御質問の部分ですが、実は、これは今出てきたものでは本当はないのですけども、数年前から、私も生薬といていたのですが、生薬の栽培をしたらどうかと。また、してくれないだろうかというお話しが実はあってですね、町内の農家の皆さん方に面積を借りて、その管理も含めてということで実は、担当等含めて何件かお願いして来た経過なのですが、どこも、大変だという話なのです。また、やっているところもあるのです。今、言われた川西だとか、またオホーツク管内でもやられているところがあるのですが、本当に今のような国際情勢ですから、中国に多くを求めていた生薬の栽培が国内にということの方針がかなり強く出されていますから、それで本町のほうにもそういうお話をいち早くいただいたものですから農家を歩きました。なかなか今現在の農業の畑作農家の皆さん方の体制では、30町、40町、50町と機械作業を家族でやって、さらにまた手作業で、例えば5反歩だとか1町歩だとかとやるというのは、これは到底できるような状況ではないというように結果として、そういう情報が私ももしっかりと聞かせていただいたので、それでは、なかなか既存の農家の人方にそこを求めても難しいだろうと。だから新しくというか、別に受け皿をつくっていただいて。栽培といっても本格的に始まるわけではありませんから、どういう種類のものが本町のどういう土壌にあうのか、やはり成分分析ですから、ほとんどは生薬は根ですから。例えば、一番長い根は高麗人参といわれるのがやはり6年か7年でしょう。ほかのものは大体3年ぐらいなのですね。だから、それらの年月含めて全部手作業でほとんどそれを管理しなければならぬ。さらにまた、それをやるのにはオーガニックというか、やはり有機栽培でなければ生薬の成分がしっかり出ないということでもありますから、それらを研究するというので、今回この事業にいち早く手を挙げさせていただいて、それで試験研究をさせていただくと、そういうこの流れで今回きているものですから、それにはやはり今、道庁とも何回も打ち合わせしたのですが、北海道では名寄に生薬の試験畑があるものですから、それらも含めて指導したり、また現地をそれぞれ見させていただいたりして、どのような方法で、技術的なことも御指導いただきます。さらにまた有機の肥料、堆肥をつくるにしても、これもやはり畜大との今までの連携含め

て、私どもも十勝のそういう研究機関の仲間として本町もいろいろ情報だとか、また技術的な研究もさせていただいていますので、その指導をいただいているのが畜産大学でありますから、ここともしっかりと連携して、どのようなものには、どのような製品の仕方含めて適当なのか、というような技術も含めて十分に研究させていただきながら将来的にはやはり小さな子供から障害をもたれている方も含めて、ここでしっかりと事業を行って、そしてまた、今、厚生労働省のモデル事業で、うちの砂原副町長がトップになってプロジェクトチームをつくっていますけども、これらの国のモデル事業にも障害者の雇用、また生活保護の社会復帰などなど含めてのそういう事業にもこういう農業を中心として、また新しいチャンスが生まれると、そういうようなことで、いろいろ本町に求められているというか、本町に来ていろいろ事業が全部連携できて、一つの物語ができ上がるということですから、そのことも含めてしっかりと、いろいろな予算もいただきながらトータルとして本別で新しいビジネスが生まれると、そういう形の中でしっかりと取り組んでいくと、その入り口として、こういう北海道の事業になりましたので、10割、100パーセント補助ですから、この中で実施をしていきたいと思います。直接まだ雇用がたくさんになるということではありませんが、この研究の中で将来を見据えてスタートしていくと、こういうことでもありますので、何年か含めて、最初のものもそうですが、最初のアんづくり、小豆の付加価値もそうですが、これも5年も前からいろいろ要請があって、なかなか実現するというか、またいろんなところで機関と協議をしてきましたけども、なかなか前に踏み出すということにいかなかった状況がありますが、ここに来て、それが現実として一歩前に出られるというような状況でありますので、それと商店街の活性化もそういう意味でしっかりと連携しながら町全体を商工業、農業含めてこれからの時代に向かったの新しいビジネスチャンスとして、しっかりと取り組んでいきたいと、こういうことでもありますので、御理解いただきたいと思います。

議長（方川一郎君） 林武君。

11番（林 武君） 今、町長のほうから答弁の中で、最後のほうでちょっと出たのですが、農業、商工業と一体となった取り組みというお話がありました。それまで、農商工についての連携だとか、6次産業化だとか、そういう話がちょっと出ていませんでしたので、最後に町長、そういう6次産業、商工連携とは言わなかったですけども、大体わかりました。ただ、緊急雇用創出の推進事業ですから、雇用の場が広がらないとまず意味がないと。ただし前段で、今よく言われている農業、林業、水産業の1次産業と、それから製造業含めた2次産業、流通の3次産業、足しても掛けても6になるのです。これが今、国でも言われている6次産業。これと最終的に、この三つのプロジェクトが整

合性がどこでとれているのか、それとあわせてしっかりと農商工連携がどのように具体的にどうしていくのか、その辺のどこを、もし、お答えを持っていれば答えていただきたいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、高橋町長。

町長（高橋正夫君） 基本は、やはり1次産業ですから、今このプロジェクトは特に農業ですから。ここから、要するにつくる、育てる、そして加工する、販売するというところに、まさに今、林議員のおっしゃっている6次産業の基本的な取り組みなのです。具体的にどうかというと、まだ、それは試験研究、これから研究して、どのような方向性が見えるのか、また、どのような形でこれを促進できるのかということのまだ入り口の段階ですから。でも将来的には、先ほど課長のほうからも説明ありましたけども、それらをしっかりと将来展望を求めながら、このプロジェクトに取り組んでいくということでもありますから、間違いなく農業、そしてまた、それを育てる人、そしてそれを加工する人、それをまた販売する人と、これはもう間違いなく6次産業化というよりプラスまた一つ二つの産業になっていくだろうというふうに思いますし、そしてまた雇用のほうも幅広く、取り組み方によっては大きな本町の基幹の取り組みになっていくだろうというふうに思っていますので、そういう将来的なイメージを持ちながら、しっかりこの事業を推進していきたいと思っています。もちろん今の畑作4品やっているうちの農業の基本的な部分は、これも農協とも十分に協議をしているのですが、これをしっかりと、これは輪作体系も含めてしっかりやってくださいと。ただ、高齢化などなど含めても、また、本町も今は耕作放棄地なんていうことはほとんど考えられる状況ではありませんけども、近い将来やはり高齢化などなど含めて、この豊かな大地の全部が雇用も含めて、また耕作するということには、なかなか今の農産物では、ちょっと厳しいというのもありますから、それらも先ほど申し上げましたけど、今の農業者の方にそこを新しいものを求めてもなかなか家族労働でこれだけ大きな面積をしっかりと頑張っているというのは、ほかにはなかなか手が出せない。そんなことも含めて、また新しい受け皿をつくりながら、そして一生懸命研究をして、それをまた農業者の皆さん方、そしてまた、長い間がんばっていただいた農業者の皆さんに御指導をいただきながら、そういう農地を借りながらしっかりと拡大、推進していければと、こういうことのまずは農業の基盤であります。それに加工できるというのは、そこから出たもの、製あんの話ももちろんありますけども、それは多く、やはりただつくるのではなくて、求めるものがある、求める先にそれをしっかりと納めると。つくれば必ず販売できるというルートもしっかりもちながら、まさに農商工連携の中で、これは本町の優位性をしっかりと示しながら全国展開に向かっても発信できると、そういうきちんとした裏づけを

持ちながら進めていくと。さらにまた生薬などなど含めては、そういう企業だとか商社含めて、そういう要請に応じて新しい作物としてビジネスチャンスとしているいろいな、いうなれば24だとか36ぐらいの種類があるそうですから、その中のどれだけのものが本町の中で適地、適作でできるのか含めて、また、今の将来の作物として、どれだけが推進できるかという面では、私どもも少しは夢が広がるという、こういうような本町の新しい農作物の製品の新しい希望の持てる商品になっていくのではと、こんなことも含めて今回の入り口のスタートとしたいということでありますから、将来的にはそういうしっかりとしたモデル事業を含めて、いろいなビジネスを連携しながらしっかりとつくっていくということでありますので、いつも言われている農商工連携プラスさらに新しいビジネスということで、大いに私ども推進していきたいと、こういうように思っています。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

大住啓一君。

1番（大住啓一君） 何名かの議員からも今、質問がありました。町長のほうから、また前段は担当課長のほうからも説明がありましたが、作物をつくるということで調べていますと。それで、課長のほうからもありましたし、今の町長の答弁もありましたが、この時期にこれが出てきたということは、いろいろ予算の出方があっての補正予算だと思えますが、作物をつくるということになりますと、農家の営農計画はもう正月からつくっている段階でございます。先ほど町長のほうからもありましたが、JAさんとの細かい協議、それをどのように進めているのか。課長からの答弁だと思いましたが何件かの農家と云々というのもありましたのですが、この時期もう、御承知のとおり雪が融けて畑に入る寸前になってきてございますので、その辺、どのような詳細を進めてきたのか。6次産業化云々という話は当然、本別町としても利点の多いことでございますので進めるべきと思えますが、前段の畑を使って作物をつくっていくという基本中の基本が農協の営農だとか農産だとか、そちらのほうとの細かい協議があってからこそその話だと私は認識してございますので、その辺、どのようにお考えになっているかお聞かせいただきたいと思えます。

議長（方川一郎君） 答弁、高橋町長。

町長（高橋正夫君） 本町の農業の機関を利用するという意味では、それほど大きな事業でもまだないということなのです。本当に、先ほども申し上げましたけども、それを農家の人に求めた時に、とても今の経営形態では、今目いっぱい家族労働でやっている。それはなかなかできないということのそういういろいな農業者の皆さん方との話、また農協との話の中から新しいものをやるというのは、なかなかならないのです。今、当面は、まだ本別農協は今

の畑作をしっかりとやっていくと、こういうことですから、そこはそこで頑張ってくださいと。でも将来的にこのままでいいのかということであれば年齢のことも含めているいろいろありますから、後継者問題。それで畑作4品プラス1品2品というのを今までもずっと我々も求めてきたところですから、こういうチャンスは、まだまだそこまでいきませんが、面積としては、ちょっとまだ本別の1万ヘクタール、8,000ヘクタールの中ではほんの少しですけども、それをまず試験をやって、そこを切り口にして、どういうものができるか。そしてどういう方向でいくのかということですから、それは今質問にあるように農協と協議して、畑がどうこうというほどのレベルまで残念ながらいかないということです。それは、今もたれている農業者の方々、先ほど課長から答弁ありますように、起業家して10年以内の人たちに公募をいただきながら、そこに協力をさせていただいて試験研究する、それはこの農業の部分については、まだ、有機の肥料の研究だとか、まだそのレベルでありますから、畑を大々的に使ってということではまだありませんので、そこら辺は十分にこれから、早くそういうことができればいいのですけども、そのような方向に向かってしっかりと協議していくということでもありますので、それはまだまだ農協とも十分にそこら辺については、大きな事業としてはまだまだ詰めていくということは、これから少し時間がかかるかと思いますが、個人的な部分について10年以内の企業の皆さん方に協力いただきながら、それも試験研究機関、また学識の畜産大学と連携しながらいろいろな、どれがどういう作物にどれがいいのか、どのような有機の肥料ができるのかなどなど含めての研究をしていくということでもありますので、それが今回のこのプロジェクトの一つの産業のあり方ありますから、ここは理解していただきたいと思います。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

1番（大住啓一君） 町長の今の考え方は将来的に向かってわかりました。将来、有望なことになることに越したことはございませんし、私もそう思っております。したがって、試験的な段階という、端的に申しますとそういう段階であってもある程度の目鼻がたっている状況となれば今回、予算審議をしている状況でございますので、JAの幹部の方々、また農協の役員さんも含めてですね、そういうことも情報としてお話しすべきではないかと思っておりますので、その辺、町長の見解を伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、高橋町長。

町長（高橋正夫君） 私どももJAとの政策懇談会もやっていますから、その中でいろいろな話をした中では、それはJAとして取り組む、まだそういう規模ではありませんが4月にこれらの協議もさせていただきながら、それぞれ担当の中も協議をさせていただきながら進めていることでもありますので、この

ことが直接本町の今ある基幹の農業に影響を与えるとかという部分では決してございませんので。これから、それが発展していくということになれば、それはもう個人的に、また今公募いただく、これからの人たちにということでは、まだまだ間に合わなくなれば、それは当然、今の営農体系をかえるわけですから、御質問のように。その時には、やはりしっかりとした、どこまでできるのか、どこまでどういう方向がいいのか含めて、それは協議していかなければならないのは当たり前ですけども、そういうようないろいろな方向性を探りながら、今までも議会で何度か質問いただきましたけど、何とか新しい作物を開発研究できないのか、何か一つ、何かやれないのかというようなことも含めてちょっとありましたので、そういう模索をした中で、これらの有望な将来、現実に行っているところもありますから、それらも含めて御指導いただきながら本町で、どういうものが一番適しているのかということを含めてのまず研究をして、それにあわせて製品の方法も含めて研究をしていくと、こういうことでもありますから御理解いただきたいと思います。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第38号平成25年度本別町一般会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号平成25年度本別町一般会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第39号

議長（方川一郎君） 日程第6 議案第39号本別町税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第39号本別町税条例の一部改正について御説明させていただきます。

今回の改正は、地方税法の一部改正が行われたことに伴います。改正案のおもな概要について、最初に御説明したいと思います。

1点目は、復興特別所得税導入による、平成26年1月1日施行の住民税寄付金税額控除の改正。

2点目は、平成26年1月1日施行の延滞金の割合の変更。

3点目は、平成27年1月1日施行の住宅借入金等特別税額控除の割合の変更。

4点目は、東日本大震災関連の被災居住用財産の敷地に係る譲渡の期限の特例及び住宅借入金等特別税額控除の適用期日の特例の読替え規定による改正となっております。

それでは、改正条文ごとに御説明をさせていただきます。

まず、改正文の1行目から2行目の部分ですが、この改正条文は寄付金税額控除について、このたび所得税において、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により、復興財源を確保するため、平成25年から平成49年までの間、復興特別所得税、これは所得税額を課税標準としまして2.1パーセントを乗じた額であります。この復興特別所得税が課せられることとなり、平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人住民税の寄付金控除の算定の際に改正が必要となったものです。

参考までに税額で申しますと、年収400万円で夫婦のみの方が5万円のふるさと寄付金をされた場合、今回の改正によりまして、住民税での控除額は200円ふえることとなります。

施行期日は、それぞれ後ほどの附則の部分で出てまいります。この寄付金控除につきましては、平成26年1月1日となっております。

続きまして、上段から3行目の第54条第5項中、以降5行の改正条文は、固定資産税の納税義務者等についての条文ですが、独立行政法人森林総合研究所が、旧独立行政法人緑資源機構法及び旧農用地整備公団法の事業で土地改良事業を施行した土地については、固定資産税を非課税として特例措置で設けられていたものですが、適用期限の到来及び実際の適用件数や適用額が僅少であるなど、当初の施策意図に見合った効果が今後見込まれないことから削除するものです。

なお、本町ではこれまで該当はありません。

続きまして、上段から8行目の第131条第4項中、以降3行の改正条文は、特別土地保有税の納税義務者等についての規定ですが、独立行政法人森林総合研究所は、独立行政法人森林総合研究所法及び旧独立行政法人緑資源機構法の

事業で土地改良事業を施行した土地については、特別土地保有税非課税として特例措置で設けられたものですが、これについても適用期限の到来及び実際の適用件数、適用額が僅少であるなど、当初の施策意図に見合った効果が今後見込まれないことから廃止したものです。

なお、本町ではこれまで該当はありません。

続きまして、改正条文の中ほどになりますが、上から11行目、附則第3条の2中「、第52条」を削り、という部分から次ページの上から1行目までの条文は、延滞金の割合等の特例について定められております。納税環境整備の一環として地方税法が改正されたことに伴い改正を行うものです。

延滞金は、期限内納税者との負担の公平、期限内納税の促進の意義のもと定められ、逆に還付加算金については納付遅延に対して延滞金が課せられることとの均衡を考慮して、還付金等に対しても一種の利子として付するものです。

延滞金の割合は、地方税法の本則では、1点目として、納期限の翌日から1月間は年7.3パーセント、2点目として、1月経過後は年14.6パーセントとされておりますが、この7.3パーセントの部分に対して、年4パーセント、プラス前年11月30日時点の商業手形の基準割引率という、特例基準割合を設けまして、当分の間、最初の1月に係る年7.3パーセントの割合については、各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その特例基準割合とする。と定められておまして、平成24年度におきましては、延滞金の7.3パーセントは、特例基準割合により4.3パーセントの割合となっております。

しかし、この利率でも市場金利から見ますと、かなり高いものとなっておりますことから、このたびの改正により、延滞金の14.6パーセントが9.3パーセントに、4.3パーセントが3.0パーセントとなります。

なお、還付加算金につきましては4.3パーセントが2.0パーセントになります。

施行期日は、平成26年1月1日です。

次ページの2行目から6行目までの改正文ですが、法人町民税の納期限の延長に係る延滞金の特例について記載されております。特例基準割合の割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日から、その後、年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間内に本来、法人町民税の申告書の提出義務があった法人が、納期限の延長が認められて5.5パーセント以下となった後に申告書を提出し、納税した場合の延滞金の特例についての改正であります。

施行期日は、平成26年1月1日です。

続きまして、7行目の改正文は、公益法人等に係る町民税の課税の特例についてですが、租税特別措置法の改正による文言の整理となっております。

続きまして、8行目、附則第7条の3の2第1項中、以降3行につきましては、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除についての改正文ですが、現行の住宅ローン控除の対象期間の終期、平成25年までを平成29年まで4年間延長するもので、その期間のうち平成26年1月から3月までに住宅を取得し居住された方は、課税総所得金額の5パーセント、ただし、税源移譲された範囲内で最高9万7,500円、平成26年4月から平成29年末までに住宅を取得居住した場合の控除については、課税総所得金額の7パーセント、税源移譲された範囲内で最高13万6,500円に拡充するものです。

なお、平成26年4月以降に居住した住宅であっても、住宅の費用に含まれる消費税率が8パーセント、または10パーセントである場合のみ適用されるもので、それ以外については5パーセントの9万7,500円となります。

これは、消費税が平成26年4月に8パーセントに、平成27年10月から10パーセントに引き上げられることで、住宅需要の減少が最も大きくなると考えられる時期に、特例的な措置として改正されたものです。この改正による住民税の減収分は、全額国費で補てんされることとなっております。

施行期日は、平成27年1月1日です。

なお、今回の改正には該当いたしません。平成25年度に本町で住民税の住宅ローン控除を受ける方は67名となっております。

続きまして11行目、附則第7条の4中、以降2行の改正文は、寄付金税額控除における特例控除額の特例について定められたもので、株式、譲渡所得等、分離課税所得を有している方の特例措置について規定したものです。

施行期日は、平成26年1月1日です。

続きまして中ほどの13行目、附則第17条の2第3項中、以降2行の改正文は、地方税法の改正により、条文を整理したものです。

続きまして、15行目、附則第22条の2の見出し中「延長」を以降次ページの表の終わりまでの部分の改正は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る土地等の譲渡期限の延長についてですが、震災により被災し滅失した土地を譲渡した場合における譲渡所得に係る個人町民税の課税について課税の特例が適用されるようにするための読みかえ規定であります。

本町では、該当いたしません。

表の次の行、附則第22条の2第2項中、以降下から9行目までの改正文につきましては、震災で家屋を滅失し、それを相続した人が当該土地を譲渡する場合、被相続人が取得した日を相続人が取得した日とみなす特例を設けたものです。

本町においては、該当がありません。

続きまして、下から8行目から次ページの附則の前までの改正文ですが、東

日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例について書かれておりました、読みかえ規定により住宅を取得したが転勤、療養等のやむを得ない事情により居住することが出来ない場合、または居住後10年以内に災害により一部損壊した部分の補修工事のため一時的に居住することができなくなった場合でも、その適用を受ければ控除の対象になることを読みかえ規定により定めたものです。

最後に、附則の部分ですけれども、附則の第1条から第3条につきましては、今までも御説明の中で申し上げました施行期日について定められております。

附則第4条第2項につきましては、特定市街化区域農地であった土地の上に新築された貸家住宅の固定資産税の特例について記載されておりますが、本町においては、該当いたしません。

第3項につきましては、一定の要件を満たした耐震基準適合住宅の改修により固定資産税の2分の1の減額措置を受けるための提出書類について読みかえ規定により定められております。

以上で、議案第39号本別町税条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第39号本別町税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号本別町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第40号

議長（方川一郎君） 日程第7 議案第40号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第40号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について、御説明させていただきます。

今回の改正は、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正により、条例の改正が必要となり、提案したものです。

それでは、改正条文を朗読して説明にかえさせていただきます。

なお、括弧書き等の朗読は省略させていただきます。

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成15年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第40号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第41号

議長（方川一郎君） 日程第 8 議案第 4 1 号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第 4 1 号本別町国民健康保険税条例の一部改正について、御説明させていただきます。

国民健康保険につきましては、平成 2 0 年度に後期高齢者医療制度が創設され、従来国民健康保険に加入していた 7 5 歳以上の方は、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することとなりましたが、制度創設時の 7 5 歳以上の方、または制度創設後に 7 5 歳に到達する方と同一世帯に属する国民健康保険被保険者の国民健康保険税が負担増とならないように、次の特例措置が講じられてきました。

1 点目は、所得に応じた均等割額、世帯別平等割額の軽減措置に係る基準額の算定におきまして、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方についても、移行後 5 年間に限り軽減判定の算定上は国民健康保険の被保険者と同様に位置づけて算定する特例です。この同様の位置づけいたす方を特定同一世帯所属者と呼びます。

軽減判定は、例えば 2 割軽減の場合ですと、一定の算式があるのですが、その中に後期高齢者へ移行した方も計算式に含めます。含めると、例えば夫婦 2 人世帯ですと、所得額が 1 0 3 万円以下なら 2 割軽減となるのですが、もし、この高齢者に移行した方を入れなければ 8 8 万円以下でなければ 2 割軽減を受けることができなくなります。

2 点目につきましては、主に夫婦 2 人世帯が対象になるかと思いますが、後期高齢者医療制度への移行によって、国保の単身世帯となった世帯、特定世帯と呼びますが、この特定世帯について移行後 5 年間は世帯別平等割額を 2 分の 1 軽減する措置となっております。

以上、この 2 点が制度創設時に設けられた特例措置ですが、これらの措置は、仕組み自体は恒久措置となっておりますけども、世帯単位で見ますと後期高齢者へ移行してから 5 年間しか適用されない措置のため、平成 2 5 年度以降、これらの措置を受けられなくなる世帯が生じてきます。

そこで、1 点目に申しあげました軽減判定の特例措置につきましては、後期高齢者医療制度への移行によって、世帯の所得等の状況が変わらないにもかかわらず負担増になりかねないということから、5 年間に限るという期間を取り払いまして、適用期間を設けない恒久的なものとししました。

それから 2 点目に申しあげました後期高齢者医療制度への移行によって、国保の単身世帯となる世帯への特例措置につきましては、激変緩和措置といたし

まして移行後6年目から8年目までの間にある世帯、これを特定継続世帯と呼びますが、この世帯に対して、世帯別平等割額を4分の1軽減する措置を追加いたしました。

それでは、改正条文を読み上げながら説明させていただきます。

第5条の2第1号中「の属する月以降5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7号の3及び第21条において同じ。）を加え、同条に次の1号を加える。

（3）特定継続世帯2万100円。

この改正文につきましては、先ほど申し上げました、軽減措置に係る基準額の算定について、後期高齢者医療制度移行後5年間に限り被保険者と同様に位置づける算定の特例について、この5年間に限りの5年間を削除しまして、恒久的なものとしたしました。

また、2人の国保世帯で一方の方が75歳以上となり、後期高齢者医療制度に移行した世帯の国民健康保険税の世帯別平等割額について、これまでは移行後5年間2分の1を軽減していたものを、激変緩和措置として、移行後6年目から8年目までの3年間について特定継続世帯として4分の1の額を軽減措置した後の額2万100円を追加したものです。

続きまして、第7条の3第1号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同条に次の1号を加える。

（3）特定継続世帯5,400円。

この改正条文は、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額について、この前の改正条文と同様に激変緩和措置として、後期高齢者医療制度移行後6年目から8年目までの3年間について4分の1軽減措置した後の額5,400円を追加したものです。

第21条、第1項第1号イ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

（ウ）特定継続世帯1万4,070円。

この改正文につきましては、国民健康保険世帯の所得に応じ、税の軽減措置を定めたもので、今回のこの改正文は、世帯の所得を合算して7割軽減判定となる世帯別平等割額について定めたもので、条文の中に新たに特定継続世帯の額1万4,070円を定めたものです。

第21条、第1項第1号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯3,780円。

この改正条文につきましては、後期高齢者支援金等課税額について、世帯の所得を合算して7割軽減判定となる世帯の世帯別平等割額を定めたもので、条文の中に新たに特定継続世帯の額3,780円を定めたものです。

第21条、第1項第2号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯1万500円。

この改正条文につきましては、国民健康保険世帯の所得に応じ、税の軽減措置を定めたもので、世帯の所得を合算して5割軽減判定となる世帯別平等割額について定めたもので、条文の中に新たに特定継続世帯の額1万500円を定めたものです。

第21条、第1項第2号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯2,700円。

この改正条文につきましては、後期高齢者支援金等課税額について、世帯の所得を合算して5割軽減判定となる世帯の世帯別平等割額を定めたもので、条文の中に新たに特定継続世帯の額2,700円を定めたものです。

第21条第1項第3号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯4,020円。

この改正条文は、国民健康保険世帯の所得に応じ、税の軽減措置を定めたもので、今回の改正文は、世帯の所得を合算して2割軽減判定となる世帯別平等割額について定めたもので、条文の中に新たに特定継続世帯の額4,020円を追加しております。

第21条、第1項第3号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯1,080円。

この改正条文につきましては、後期高齢者支援金等課税額について、世帯の所得を合算して2割軽減判定となる世帯の世帯別平等割額を定めたもので、条文の中に新たに特定継続世帯の額1,080円を定めたものです。

附則第15項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

本改正文は、東日本大震災関連に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について、地方税法等の改正があったことによる条文整理であり

ます。

最初にも申し上げましたけども、今回の改正の内容は2点ありまして、所得に応じた均等割額、世帯別平等割額の軽減措置に係る基準額の算定には、後期高齢者に移行した方も恒久的に被保険者とみなすとしたことが1点。

それからもう1点は、後期高齢者医療制度への移行によって国保の単身世帯となった世帯について、移行後5年間、世帯平等割額は2分の1の軽減措置が取られていましたが、激変緩和のため移行後6年目から8年目までの3年間、世帯別平等割額について4分の1の軽減措置を設けたこととなっております。

平成25年4月1日現在では65世帯が今回設けられた特定継続世帯の軽減措置の対象となり、国民健康保険税分で43万5,500円、後期高齢者支援金分で11万7,000円が減額措置されることとなります。

附則。施行期日、第1条、この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

ただし、附則第15項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

適用区分。第2条、次項に定めるものを除き、改正後の本別町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2、新条例附則第15項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

以上で、議案第41号本別町国民健康保険税条例の一部改正についての御説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第41号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号本別町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第42号

議長（方川一郎君） 日程第9 議案第42号本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

毛利国保病院事務長。

国保病院事務長（毛利俊夫君） 議案第42号本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、脳神経外科の専門外来開設について協議を進めておりましたが、一定の合意に達しましたので、開設のための条例改正を提案するものでございます。

開設の内容につきましては、行政報告でも申し上げたところでございますが、帯広北斗病院から脳神経外科の医師の派遣をいただき、5月より月1回、第一火曜日の午後の診療を予定しているところでございます。

それでは、改正条文を御説明させていただきます。

なお、条文中の括弧の朗読は省略させていただきます。

本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例（平成12年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。第9号、脳神経外科。

附則、この条例は、平成25年5月1日から施行する。

以上、本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 町長の行政報告でもあったとおりで、いつも思いますが病院の規模のわりには、診療科目が非常に多いということで、住民への医療サービスという点では、好ましいというふうに思っているのですが、今回、脳神経外科、これもやはり重要な診療科目だと思いますけれども、現状の、今まではないわけですから当然ほかの病院に患者さんが行っているというふう

に思うので、そういうようなことを踏まえた、需要という言い方は正しくないのですが、どの程度の、月1回ですから、一定の人数というのは大体これくらいかと私も思うのだけでも、その辺の試算的なものがあれば伺いたいというふうに思います。

議長（方川一郎君） 毛利国保病院事務長。

国保病院事務長（毛利俊夫君） 御質問にお答えしたいと思います。

まず、脳疾患の患者さんがどれくらいいるかということになりますけれども、これは、なかなか把握するのは難しいかというふうには考えているところがございますが、ただ今回、北斗病院のほうと協議する中で、現在、北斗病院に通っておられる患者さん、ちょっと厚生病院等は把握できない部分はありますけれども約300人が通っていられて、延べ人数でいきますと約680回、通院されているといった状況。これらの患者さんのうち、症状だとか主治医の先生の関係だとかいろいろあると思いますけれども年に1回、北斗の検査を受けられる方が大体180人くらいいらっしゃるということをお聞きしております、残りの大体120の方が投薬を目的に通院されているといったような現状から、本別で、MRIはございますけれども、それらの検査を有効に活用する中から通院の患者負担の軽減につながるのではないかといったようなこと、当院といたしましてもこれらの診療科の開設により、町民の利便性にもつながるといったことから、今回、診療科目を標榜するといった手続き上、改正条文を提案したというところでございます。以上でございます。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第42号本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案42号本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 43 号

議長（方川一郎君） 日程第 10 議案第 43 号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第 43 号財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの財産の取得に際しましては、予定価格が 3,000 万円以上の動産の買入れとなりますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

財産取得の目的につきましては、現在使用しております紙戸籍を電算システムで運用することにより、戸籍の正確性の確保と未来永劫維持していくため、さらに戸籍事務の適正化、事務処理の迅速化を図り住民サービスの向上を図るものでありまして、昨年度は戸籍電算システム導入事業事務委託を実施しており、今回はこの戸籍電算システム機器等を購入するため、財産の内容は、システム及びハードウェア一式となっております。

財産の取得につきましては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約によるもので、本別町財務規則第 121 条第 1 項第 1 号に基づき、富士ゼロックスシステムサービス株式会社、営業本部、公共システム営業事業部北海道支店の 1 者を選定いたし、平成 25 年 4 月 9 日に見積合わせ執行通知を行い、平成 25 年 4 月 16 日に見積合わせを執行しております。

契約金額は 5,192 万 2,500 円で、見積合わせの回数は 1 回で決定をしております。

仮契約は、平成 25 年 4 月 16 日に行っており、納期は平成 25 年 12 月 31 日としております。

取得する財産につきましては、戸籍電算システムとして戸籍総合システム・ブックレスを 1 台、サーバ機器等としてホストサーバから下段の業務用端末の 8 機器で、数量はそれぞれ一式となっております。

取得の方法につきましては、北海道市町村備荒資金組合から譲渡を受けるものでございます。

以上、議案第 43 号財産の取得についての提案理由にかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

阿保静夫君。

10番(阿保静夫君) 役場のシステムの導入というのは、こういうような金額が多いというのは十分承知の上で伺うのですけれども、一つは、まず随意契約であるということですね、随意契約ということになると、ほかに何社も比べるような、そういう対応ができないような状況で、しかも北海道備荒資金組合から譲渡を受けるというような表現になっていますけれども、メーカーがほとんど指定されたような状態なのかどうなのか、そこを確認したいというふうに思います。

それから、こういうシステム機器は、先ほど申し上げたように、一つのソフトだけでも何百万というのがこれまでもあるのが通例ですので理解しているつもりなのですが、ただ、約5,200万円ですから、職員10人以上だというのが一つ、住民感情として多分あると思います。それで、もし、一人の職員を専従でつけるとしたら10年以上をつけられるということにもなるので、そういう数字ということなので、それをこの機械を、このシステムを導入することの合理性というのは、やはり、もう少し丁寧に説明すべきだと私は思います。時代としては、そういう時代だと私も思うのですけれども、結構大きな金額だし、それから半永久的には使われるというふうに思うのですけれども、更新ということが今後ないのかどうなのか。更新するとなるとまた10万、20万の世界ではないと思いますので、その辺りをもう少し丁寧に説明を、わかる範囲で結構ですけれどもお願いしたいと思います。

議長(方川一郎君) 答弁、大和田総務課長。

総務課長(大和田収君) まず1点目の随意契約のことについては、私のほうから説明をさせていただきます。

実は、この電算システム購入にあたりましては、先ほども御説明申し上げましたけれども、昨年度、事務委託で1,000万円ほどの事業を経過しております。この制度を導入するにあたりまして、その前の年に、プロポーザルを実施いたしまして機器の選定、業者の選定等を実施しております。その中で道内の実績、それから全国的な企業等のところに御案内をいたしまして、結果的には1者の応募がありまして、その中でプロポーザルを実施いたしまして、副町長を委員長として検討委員会の中で開催をいたしまして、結局、富士ゼロックスさんの1者ということで契約しております。このために1者、目的、相手方が特定されるということで随意契約で今回取り進めております。以上です。

議長(方川一郎君) 答弁、千葉住民課長。

住民課長(千葉輝男君) 導入したことによる、恐らく合理性というか住民サービスへの影響等のお話だと思いますけれども、まず、導入するにあたっての当初の考え方ですが、平成6年の総務省の電子情報処理組織による戸籍事務

の取り扱いに関する特例によりまして、コンピュータの記憶装置を戸籍簿の抄本とすることが認められました。この中で市町村は、戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱うように務めなければならないというように定められております。

管内的には、平成19年に帯広市が導入して以降、町村でも順次、導入が進みまして、本年度中に本町を含む1市17町村が導入されることとなります。導入したことによる住民サービスへの影響ですが、本町には、平成25年3月末時点で4,510の戸籍と1万1,285の除籍、改正原戸籍があります。このシステムの稼働日は、本年の7月末としておりまして、戸籍附表、除籍、改正原戸籍が対象となっております。

導入したことによる住民サービスへの向上の面ですけれども、一つ目には、窓口サービスの向上ということで、証明書の交付までの待ち時間の短縮、そして、証明書は今まで、紙というか、戸籍をコピーしていたものがコンピュータから出力されると。そして大変見やすくなるという部分もあります。それから、戸籍の届け出、出生ですとか婚姻ですとか転籍等の処理時間が短縮されるという利点があります。

二つ目には、戸籍事務の正確かつ迅速な処理が可能になるということで、1点目には、戸籍の検索が正確で迅速になる。2点目には、的確性の確保、審査事務が容易になる。3点目が自動的な戸籍記録が容易になる。4点目として、辞書機能により文字の適否の判断が容易になる。5点目として、数値統計副本の作成事務が容易になる。6点目としてコンピュータ管理になることで、個人情報保護の強化が図られることなどが挙げられます。

また、法務省では、東日本大震災のような未曾有の大災害がもし起きた場合の対応として、滅失した戸籍を復活させることができるよう戸籍副本データ管理システムを本年9月、稼働予定で進められているとのことで、運用開始になりますと、副本を全国2カ所、北海道と関西を予定しているそうですけれども、2カ所に設置する副本データ管理センターに、このたび導入するシステムからデータを送信して保管されることとなります。

それから機器の更新につきましては、サーバ等は、基本は5年間、本町での運用は7年としております。システムについては、リースによるものです。以上でございます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 今、住民課長からの説明で、基本的には、法的に決められたと、だからやらなければならないのだという趣旨だと私は理解しました。人口8,000人の町で、このようなシステムが本当に必要なのかどうか、ちょっと悩ましい部分もありますが、今、るる説明されたさまざまな利点

があるということも私自身は理解できるのですけれども、やはりどうしても、この大きな金額、しかも7年でサーバを更新していくということで、この時また一定の金額、今度は、単費が必要になるのか、それとも公費で国の補助が出るのかどうなのかわかりませんが、いずれにしてもまた、一定の金額がかかっていくということになるのかというふうに思います。住民に、よく説明をする部分ではないかというふうに思うので、その住民周知の基本的な進め方というか、考え方を伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、砂原副町長。

副町長（砂原 勝君） 私のほうから答弁をさせていただきます。

このシステム化につきましては、これは御指摘のとおり国が相当、強力に進めておりまして、本別町も早くやっていただきたいという要請を再三いただいております。

そして、十勝で一番先にやったのは帯広市で平成19年に導入して、なかなか一般補助がないということで、どこも多額の一般財源が出せないということで、抵抗していたということではないのですけども、遅れていたと。そして21年、22年、23年、24年ぐらいで十勝もかなりの数がスタートしてくるという状況も踏まえて、全国的には90パーセントを超えている普及率ということで、いろんなコンピュータ化したことによる全国一律的なこのサービスのシステムもいろいろとこれから入ってくるだろうと考えていますけども、それがシステム化されていないと、そこだけが外されていくという問題等も起きてくるということで、私たちも今回、導入を昨年、踏み切ったと。そして一般財源が大量に出ますから、それをどうするかという部分で備荒資金組合の資金を使わせていただいていると、そういう関係でございます。そして、このシステムは7月に稼動するのですけども、どういう、町民にとってメリットがあるのかという部分についてはですね、これは、広報等含めて稼動の前で、住民にも周知はしていきたいと考えておりますけども、住民側から考えるとデメリットはないだろうと考えておりまして、そこはしっかり周知をしていきたいと考えております。

それから、この1者の問題でございますけども、当初、十勝も2者か3者いたのですけども、もう8割、9割達成したと、事業が。そして今、残って対応している企業は富士ゼロックスぐらいしか残っていない。そしてプロポーザルをやって、いろんな過去の十勝に入っている事業所含めて御案内を差し上げたのですけども、来ていただいたのは1者のみということで、私どももそこをとりえながら随契をしたという状況でございます。以上でございます。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第43号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第44号

議長（方川一郎君） 日程第11 議案第44号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第44号財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの財産の取得に際しましては、先ほども御説明申し上げましたが、予定価格が3,000万円以上の動産の買入れとなりますので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

財産取得の目的は、除雪作業の作業効率向上を図り、迅速に冬道の安全な交通を確保することを目的に老朽化した除雪トラック10トン級を更新するもので、財産の内容は、除雪トラック10トン級6×6 ダンプ型アングリングブラウ・アングリング路面整正装置付となっております。

財産の取得につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約によるもので、東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店本別営業所、東北海道日野自動車株式会社帯広支店、UDトラックス道東株式会社の3者を選定いたしました。

平成25年4月9日に見積合わせ執行通知を行い、平成25年4月16日に見積合わせを執行しております。

契約金額は3,536万3,142円で、見積合わせの回数は1回で決定をして

なったやつだとか、クリック用のこれだとかというのがついているようですが、夏に、これを外して、ダンプ型となっていますので、恐らくダンプの仕様になっていると思うのです、上げ下げも。そしたら、これを夏に利用して、そして冬になると除雪用に専門に使うということだと思っていたのです。けれど今、聞くと12月30日に納車ということになると年末ぎりぎりに、そうしたら1月から稼働ですよ。12月頭から降雪があるということは想定できませんよね、毎年。その間は、古いダンプ、いわゆる除雪車で間に合わせるということだと思うのですけども、長期間空けるということが、どういうふうな考え方で空けたのか。さっき申し上げたとおり本当に素朴な疑問なのですけど、その辺含めてお答え願いたいと思います。

議長（方川一郎君） 答弁、横田建設水道課長。

建設水道課長（横田仁志君） 今回のダンプにつきましては、いすゞ自動車、日野自動車、UDトラックス、国内のメーカーでは、この3者がうちの規格に合う除雪トラックを取り扱っているところでございます。その中で、事前に自動車会社のほうに確認したところ、今、受注と申しますか、非常に混んでいるといったら表現あれなのですけど、そういう状況の中で、納車については、どうしても8カ月程度かかるということの中から納期設定させていただきました。それと、今、納車と同時にうちの今、既存にある古いダンプが下取りという形で、補助事業上そういうふうになってございますので、それで交換ということになりますので、なんとかことしの稼働できる期間内においては、今の古いものを何とかうまく使って稼働させていきたいと考えております。以上でございます。

議長（方川一郎君） 林武君。

11番（林 武君） 今、ダンプも含めて重機関係がそういう状況で、発注してから早くて10カ月、8カ月何ていったら早いほうですね。ですから、これは特殊車ですから、発注して初めて製造にかかるというのがそうだと思うのです。ただ、予算が確定した時点で、もう既に、これを買うということですから、それを想定しながら古いやつを整備しながら、そして12月の納期となったら、これはやはり最初の説明で、納期はいつで、こういう状況でこうなのだという説明をしていただければ問題ではないと思うのです。ただ、買うのだから決まったのだから買ってしまふのだからという、たまたまそうなっているということになれば、そうではなくて、前段でそういう話をしていただければ我々も含めて納得できると思うのですけども、今後、そういう対応で、できればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（方川一郎君） 答弁、砂原副町長。

副町長（砂原 勝君） 私のほうから答弁をさせていただきます。

今、御指摘をいただいたものについては、むしろ予算の提案説明の月に納車はこのぐらいかかるという、特殊なものについては説明をしておくのがやはり親切だろうと考えておりますので、その辺を今後、直させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第44号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第12 同意第1号

議長（方川一郎君） 日程第12 同意第1号固定資産評価員選任について同意を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 同意第1号固定資産評価員選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本別町固定資産評価員につきまして、中川郡本別町 にお住まいの本別町住民課長でもあります千葉輝男さんを適任と判断し選任をいたしたく地方税法第404条第2項の規定によって議会の同意を求めるため提案をさせていただきました。

御同意をいただきますように、よろしくお願ひ申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、同意第1号固定資産評価員選任について同意を求める件について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第1号固定資産評価員選任について同意を求める件は、同意することに決定されました。

閉会宣告

議長(方川一郎君) これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第2回本別町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告(午前11時44分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 5 年 4 月 2 6 日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 黒 山 久 男

署名議員 戸 田 徹

署名議員 山 西 二三夫